

京都市告示第 59 号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路（昭和 34 年 11 月 1 日京都市告示第 232 号）の指定を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 27 年 4 月 3 日

京都市長 門 川 大 作

1 承認事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第 5935 号	平成 27.3.30	メートル 4.00	メートル 7.70	京都市南区東九条明 田町 26 番（一部）、 28 番 1（一部）、南 第四経 11 号線にお ける 26 番、28 番 1 の各地先	株式会社ユニバー サル 代表取締役 畑野 未来

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までは除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）